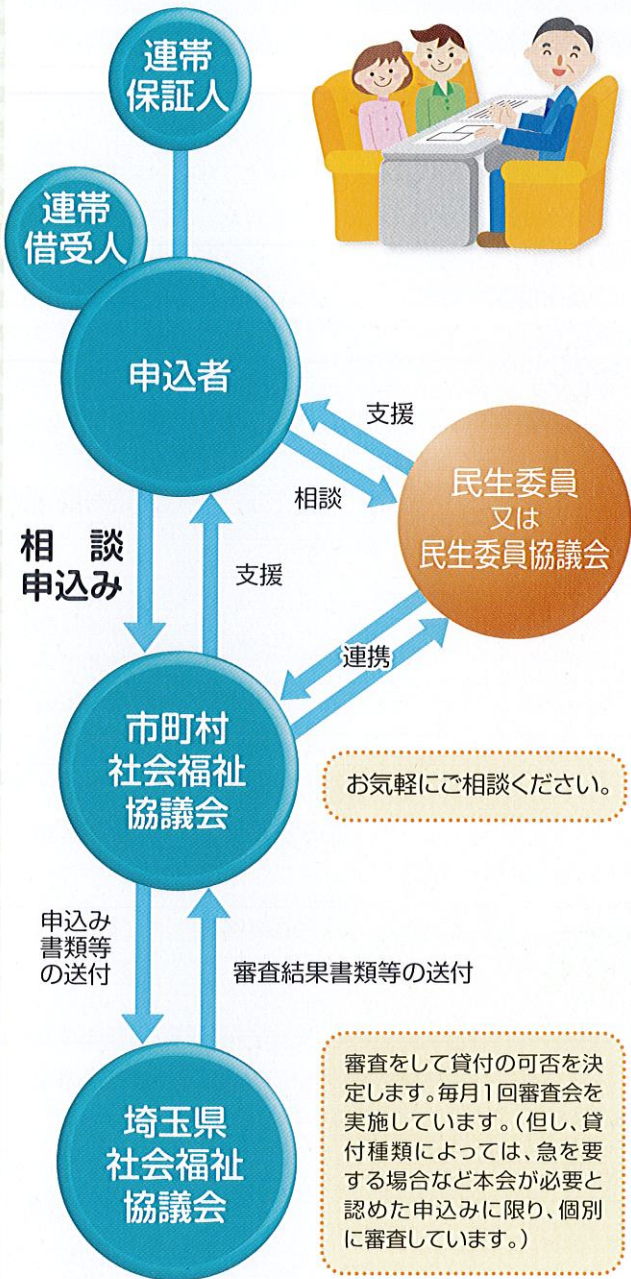




## お申込みの流れ



## ご留意いただきたいこと

- このリーフレットは概要を記載しています。その他の詳細はお住まいの市町村社会福祉協議会にご相談の際にご確認ください。
- お住まいの地区の民生委員又は民生委員協議会が申込等に関わります。(プライバシーは守られます。)
- 審査の結果、貸付できない場合もあります。



## 申込・相談・問い合わせ先

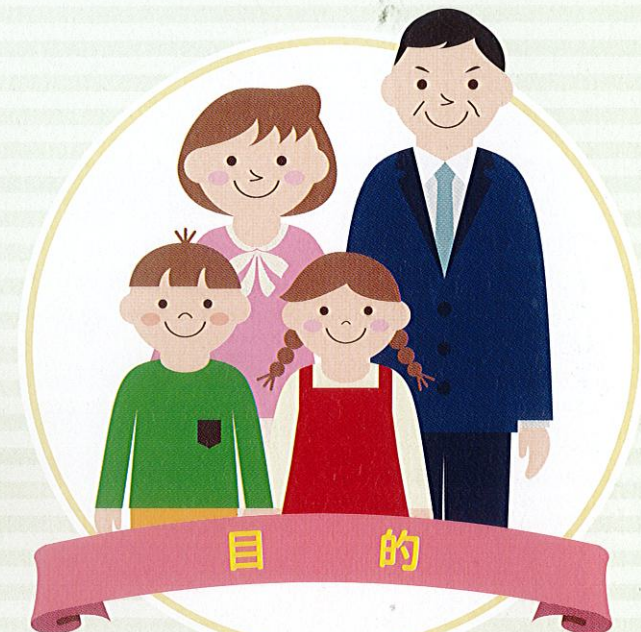
お住まいの市町村社会福祉協議会

[相談先]

MEMO

あなたのそばに

# 生活福祉資金 (福祉資金・教育支援資金) 貸付けのごあんない



目的

福祉資金・教育支援資金は、低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対して、民生委員や市町村社協の相談支援を伴い、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。



埼玉県社協マスコット  
「シャキたまくん」

社会福祉法人 **埼玉県社会福祉協議会**  
**福祉資金部**

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65  
[TEL] 048-822-1192 [FAX] 048-822-1449  
[URL] <http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/>

平成25年3月



社会福祉法人 **埼玉県社会福祉協議会**



## 連帯保証人

原則として1名(緊急小口資金を除く)

※連帯保証人を立てられない場合でも申込は可能です。

※教育支援資金は原則不要ですが、世帯の生計中心者の方に連帯借受人となっておられます。



## 貸付利子

- ・連帯保証人を立てる場合は無利子
- ・連帯保証人を立てられない場合は据置期間経過後年1.5%  
※教育支援資金、緊急小口資金は無利子



## 申し込み時の必要書類

お住まいの市町村社会福祉協議会にてご確認ください。



## お申込みいただける世帯

### ●低所得世帯

資金の融通を他から受けることが困難な所得の少ない世帯(世帯の総収入を確認させていただき、低所得と認められる世帯)

### ●障害者世帯

障害者手帳の交付を受けている方が属する世帯

### ●高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯  
(日常生活上療養または介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯)



## 資金の内容

### 福祉資金・福祉費

資金の目的	貸付限度額	償還期間
生業を営むために必要な経費	460万円以内	20年以内
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を修得する期間が ・6月程度 130万円以内 ・1年程度 220万円以内 ・2年程度 400万円以内 ・3年以内 580万円以内	8年以内
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内	7年以内
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内	8年以内
障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内	8年以内
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内	10年以内
負傷又は疾病の療養に必要な経費(健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が ・1年を超えないときは170万円以内 ・1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内	5年以内
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が ・1年を超えないときは170万円以内 ・1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内	5年以内
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内	7年以内
冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内	3年以内
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内	3年以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内	3年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内	3年以内

据置期間：貸付けの日(分割交付の場合には、最終貸付日)から6月以内

### 緊急小口資金

資金の目的	貸付限度額	償還期間
次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき ・火災等被災によって生活費が必要なとき ・その他、これらと同等のやむを得ない理由による	10万円以内	8月以内

据置期間：貸付けの日から2月以内

### (低所得世帯のみ) 教育支援資金

資金の目的	貸付限度額	償還期間
学校教育法に規定する 高等学校、高等専門学校、 短期大学、専修学校専門課程、 大学等に必要な経費	(高等学校) 月3.5万円以内 (高等専門学校) 月6万円以内 (短期大学) 月6万円以内 ※専修学校専門課程含む (大学) 月6.5万円以内	20年以内
就学支度費 入学に際し必要な経費	50万円以内	

据置期間：貸付によって就学した学校の卒業後6月以内